

<別冊>

第5号議案 新株予約権の無償割当ての件  
(別紙1) ~ (別紙4)

**株式会社 三ツ星**

## (別紙1) 新株予約権発行要項

### 第1回A新株予約権発行要項

- 1 新株予約権の名称  
第1回A新株予約権 (以下「本A新株予約権」という。)
- 2 本A新株予約権の数  
基準日 (第5項で定義される。以下同じ。) における当社の最終の発行済株式の総数 (但し、当社が有する当社株式の数を控除する。) とする。
- 3 割当方法  
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本A新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式には、本A新株予約権を割り当てない。
- 4 本A新株予約権の払込金額  
無償
- 5 基準日  
2022年7月28日
- 6 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日  
2022年7月29日
- 7 本A新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本A新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
- 8 本A新株予約権の行使期間  
2022年10月18日から2022年11月30日までとする。

9 本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本A新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(2)で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本A新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

10 本A新株予約権の行使の条件

- (a) 非適格者が保有する本A新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができない。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (i) アダージキャピタル、本多敏行氏、合同会社サクセスインベストメント、株式会社和円商事、及びCMC JAPAN株式会社（以下、第1回A新株予約権発行要項において、「大規模買付者」と総称します。）

- (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）

- (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）

- (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本A新株予約権を譲り受け又は承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記第10項(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記第10項(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本A新株予約権を行使することができる。

- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本A新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本A新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本A新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (d) 上記第10項(c)の条件の充足の確認は、上記第10項(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによる。
- (e) 各本A新株予約権の一部行使は、できない。

#### 11 本A新株予約権の譲渡制限

本A新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

#### 12 本A新株予約権の取得

- (1) 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時点で未行使であり、第10項(a)及び(b)の規定に従い行使可能な本A新株予約権（下記(2)において「行使適格本A新株予約権」という。）につき、取得に係る本A新株予約権の数に、本A新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本A新株予約権者（当社を除く。）の保有する本A新株予約権を、当社は取得することができる。
- (2) 本A新株予約権の割当てが効力を発生する日以降に当社取締役会が決議した場合は、同取締役会で定める取得日に、当該取得日時点で未行使である行使適格本A新株予約権以外の全ての本A新株予約権につき、取得に係る本A新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたもの（別紙2第1回B新株予約権に記載する内容のものとする。）を対価として、本A新株予約権者（当社を除く。）の保有する本A新株予約権を、当社は取得することができる。
- (3) 当社は、2022年10月17日までの間はいつでも、当社が本A新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本A新株予約権を無償で取得できる。
- (4) 上記(1)及び(2)に基づく本A新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、第10項(b)に定める手続に準じた手続により確認する。

- 13 本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本A新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 14 本A新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本A新株予約権を行使する場合、第8項記載の本A新株予約権を行使できる期間中に第16項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
  - (2) 本A新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第17項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
  - (3) 本A新株予約権の行使請求の効力は、第16項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本A新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 15 新株予約権証券の不発行  
当社は、本A新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- 16 行使請求受付場所  
当社総務部
- 17 払込取扱場所  
三井住友信託銀行株式会社
- 18 その他  
上記に定めるもののほか、本A新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

## (別紙2) 第1回B新株予約権の内容

- 1 新株予約権の名称  
第1回B新株予約権 (以下「本B新株予約権」という。)
- 2 本B新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本B新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
- 3 本B新株予約権の行使期間  
2022年10月18日から2036年12月31日までとする。
- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本B新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額 (下記(2)で定義される。) に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本B新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、1円とする。
- 5 本B新株予約権の行使の条件
  - (1) 本B新株予約権の保有者は、次の条件を満たさない場合 (第三者のために行使する場合には当該第三者が次の条件を満たさない場合を含む。) には、本B新株予約権を行使できない。
    - ① 本B新株予約権の保有者が大規模買付行為等 (下記(4)で定義される。) を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であって、かつ
    - ② (i) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合 (以下で定義される。) (但し、本項において、株券等保有割合の計算に当たっては本B新株予約権の保有者やその共同保有者 (以下で定義される。) 以外の非適格者 (以下で定義される。) についても当該本B新株予約権の保有者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本B新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。) として当社取締役会が認めた割合が21.63%を下回っているとき、又は
    - (ii) 本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が21.63%以上である場合において、本B新株予約権の保有者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分し、当該処分を行った後

における本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が21.63%を下回ったときは、本B新株予約権の保有者その他の非適格者は、本B新株予約権につき、本B新株予約権の行使後の本B新株予約権の保有者の株券等保有割合として当社取締役会が認める割合が21.63%を下回る範囲内でのみ行使できる。

- (2) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本B新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本B新株予約権を行使できる。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本B新株予約権を行使できる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- (3) 非適格者とは、以下の①乃至④に該当する者を意味する。
  - ① 本B新株予約権の保有者
  - ② 本B新株予約権の保有者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
  - ③ 本B新株予約権の保有者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
  - ④ 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
    - (a) 上記①から本④までに該当する者から当社の承認なく本B新株予約権を譲り受け又は承継した者
    - (b) 上記①から本④までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記①から本④までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案する。
- (4) 「大規模買付行為等」とは、
  - ① 特定株主グループ（以下で定義される。）の議決権割合（以下で定義される。）を21.63%以上とすることを目的とする当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）

- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が21.63%以上となるような当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の買付行為（公開買付けの開始を含むが、それに限らない。）、  
又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下、本③において同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が21.63%以上となるような場合に限る。）を意味する（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除く。）。

「特定株主グループ」とは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）並びに (iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めたる者を併せたグループをいう。）を意味する。

「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮される。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割

合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができる。

- (5) 上記(4)③における「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行う。
- (6) 上記(4)③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断する。  
なお、当社取締役会は、上記(4)③所定の要件に該当するか否かの判断に必要な情報の提供を求めることがある。
- (7) 上記(2)の条件の充足の確認は、当社取締役会が定めるところによる。
- (8) 各本B新株予約権の一部行使は、できない。

## 6 本B新株予約権の譲渡制限

本B新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

## 7 本B新株予約権の取得

当社は、本B新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日（以下「本B新株予約権取得日」とする。）において、未行使の本B新株予約権が残存するときは、当該本B新株予約権の全て（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、本B新株予約権取得日時点における当該本B新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得できる。

## 8 本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本B新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9 本B新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本B新株予約権を行使する場合、第3項記載の本B新株予約権を行使できる期間中に第11項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知する。
- (2) 本B新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第12項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込む。
- (3) 本B新株予約権の行使請求の効力は、第11項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本B新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

10 新株予約権証券の不発行

当社は、本B新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

11 行使請求受付場所

当社総務部

12 払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社

13 その他

上記に定めるもののほか、本B新株予約権の内容に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙3)

アダージキャピタル有限責任事業組合及びその他関係者による当社株式を対象とする  
買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について

当社株式につき、アダージキャピタル有限責任事業組合（以下「アダージキャピタル」といいます。）の組合員である株式会社シンシア工務店（以下「シンシア」といいます。）が提出した2022年3月15日付大量保有報告書の変更報告書No.2によると、アダージキャピタルは、2022年2月22日段階で、80,300株（株券等保有割合6.34%、所有割合（注）7.01%）を保有するに至り（以下「本買集め（アダージキャピタル分）」といいます。）、また、当社株主名簿によれば、2022年3月31日（以下「本基準日」といいます。）時点においても当社株式80,300株を継続して保有しております。さらに、当社株主名簿によれば、アダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると当社が判断する本多敏行氏（本基準日時点において所有する当社株式数67,300株、所有割合5.87%）、合同会社サクセスインベストメント（本基準日時点において所有する当社株式数62,600株、所有割合5.46%）、株式会社和円商事（本基準日時点において所有する当社株式数25,000株、所有割合2.18%）、及びCMC JAPAN株式会社（本基準日時点において所有する当社株式数12,600株、所有割合1.10%）（以下、総称して「その他関係者」といいます。）は、本基準日時点において、単純合算で合計167,500株（所有割合14.62%）の当社株式を保有するに至っております（以下本買集め（アダージキャピタル分）と合わせて、「本買集め」といいます。）。

本買集めの結果、アダージキャピタル及びその他関係者は、単純合算で合計247,800株（所有割合21.63%）の当社株式を保有しております。

(注) 「所有割合」とは、(i) 当社が2022年2月14日に提出した第77期第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数（1,266,655株）から、(ii) 当社が2022年1月31日付で公表した「2022年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2021年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（121,006株）を控除した株式数（1,145,649株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合の計算において同様とします。）をいいます。

本買集めを踏まえ、当社取締役会は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保する観点から、2022年4月8日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下の当社株式の大規模買付行為等（下記Ⅲ3で定義されます。）への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議致しましたので、お知らせ致します。

本対応方針の導入につきましては、上記取締役会において、社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

アダージキャピタルは、当社において認識する限り、2021年7月30日より、当社株式を市場内において買い増し、前述のとおり、2022年2月22日現在において、80,300株（株券等保有割合6.34%、所有割合7.01%）を保有するに至りました。さらに、当社において認識する限り、アダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると当社が判断するその他関係者は、本基準日時点において、単純合算で合計167,500株（所有割合14.62%）の当社株式を保有するに至っております。なお、その他関係者をアダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると判断した理由については、以下のとおりです。

その他関係者の氏名・名称	アダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると当社が判断した理由
株式会社和円商事	アダージキャピタルの元組合員であります。
本多敏行氏	株式会社和円商事の代表取締役であります。
CMC JAPAN株式会社	アダージキャピタルの組合員であるシンシアの代表取締役である矢島慎二氏がCMC JAPAN株式会社の代表取締役に、本多敏行氏がCMC JAPAN株式会社の取締役にそれぞれ就任されております。
合同会社サクセスインベストメント	CMC JAPAN株式会社の元取締役である篠原顕二郎氏が合同会社サクセスインベストメントの元代表社員であります。

(注1) 上記理由に加え、当社は、その他関係者が、過去に、特定の投資先に対して、実質的に共同して臨時株主総会招集請求や株主提案を行った疑いがあることや特定の投資先の経営に関与していることなどを、当該投資先の公表資料等から確認しております。

(注2) 上記したその他関係者の他に、アダージキャピタルと実質的に共同又は協調して当社株式の買付けを行っている者の存否については引き続き調査中です。

さらに、アダージキャピタルの組合員であるシンシアが、2022年3月11日から同月22日にかけてアダージキャピタルの組合員の立場で提出した大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書は、概要以下のとおりですが、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第27条の3第1項及び法第27条の5第1項に規定される書類の提出期限（報告義務発生日から5営業日以内）を大幅に徒過するといった法令に抵触する可能性のある行為を行っており、また、保有目的の記載としても不可解な変更と訂正を繰り返されており、アダージキャピタルは、最終的に、2022年3月15日に提出した変更報告書No2において、保有目的を「経営参画、長期保有」目的とされておりますが、この点に関し、アダージキャピタルから当社に対して、一切の説明がなされていない状況にあります。また、大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書においては、共同保有者として記載されている者はその他関係者も含め一切おらず、また、アダージキャピタル及びその他関係者の過去の投資手法等を踏まえると、信用取引による買建てを行っていることが合理的に推測されますが、当該事実に係る記載もございません。さらに、その他関係者のうち、本多敏行氏（本基準日時点において所有する当社株式数67,300株、所有割合5.87%）及び合同会社サクセスインベストメント（本基準日時点において所有する当社株式数62,600株、所有割合5.46%）は、いずれも株券等保有割合が5%を超えており、大量保有報告書の提出義務をそれぞれ負っていると考えられますが、本日現在ではいずれも大量保有報告書を提出しておりません。

以上の事情に鑑み、当社としては、当該法定書類が、法令の定めに従い、必要な記載事項を記載した上で、適切かつ適法に作成されているのかという点について、強い疑い・懸念を持っております。

提出日	報告義務発生日	提出書面	概要
2022年3月11日	2021年9月16日	大量保有報告書	株券等保有割合 5.04% 保有目的 純投資
2022年3月11日	2021年9月29日	変更報告書No1	株券等保有割合 5.04%→6.16% 保有目的 純投資
2022年3月14日	—	訂正報告書 (変更報告書No.1の訂正)	保有目的 (訂正前) 純投資 (訂正後) 経営参画、長期保有
2022年3月15日	—	訂正報告書 (大量保有報告書の訂正)	保有目的 (訂正前) 経営参画、長期保有 (訂正後) 純投資
2022年3月15日	—	訂正報告書 (変更報告書No.1の訂正)	保有目的 (訂正前) 経営参画、長期保有 (訂正後) 純投資

提出日	報告義務発生日	提出書面	概要
2022年3月15日	2022年2月22日	変更報告書No.2	株券等保有割合 6.16%→6.34% 保有目的 経営参画、長期保有
2022年3月22日	-	訂正報告書 (変更報告書No.2の訂正)	取得資金の内訳 (訂正前) 6,502 (千円) (訂正後) 199,523 (千円)

上記事情に加えて、アダージキャピタルが、2022年2月22日、当社の競 良一氏、松山 元氏及び前田康智氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件並びに監査等委員である取締役1名選任の件を議案とする臨時株主総会招集請求を行っていること、2022年3月16日付で当社に対し株主名簿の閲覧謄写を求めていること、及び2022年4月1日付で株主名簿の閲覧謄写を求める仮処分命令申立てを行っていること等からすれば、当社の支配権の取得を目的として本買集め行為を進めている可能性が極めて高いと考えております。以上の一連の経緯の中で、当社は、アダージキャピタル及びシンシアに対し、2022年3月25日、当社株式の支配権取得を目的とされているのであれば、当社一般株主がアダージキャピタルの株式取得に応じるか否か検討することを可能にするために、当社の経営支配権を取得した後の経営方針等に関する情報を提供し、かつそれを検討するための考慮期間を確保する目的で質問状を送付いたしました。アダージキャピタル及びシンシアからは、本日に至るまで何らの連絡はありません。

このように、当社は、アダージキャピタル及びその他関係者が、本買集めについて当社に何ら事前連絡なく行っており、その目的および諸条件について当社に一切の情報共有がなされておらず、また、本買集め実施後の当社の具体的な経営方針等についても全く説明がないこと、本買集めの過程においてアダージキャピタル又はその他関係者が上記した金融商品取引法違反行為を行っている可能性があること等に鑑みると、本買集めの目的ないしその結果が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反するおそれは否定できないものと認識しております。

当社取締役会は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えておりますが、そのためには、当社の企業価値ないし株主共同の利益に反する事態が生じないよう、アダージキャピタル及びその他関係者による本買集めが、当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保することが必要であると考えております。

しかしながら、本買集めは、前述のとおり、当社に事前の連絡もなく、現状、アダージキャピタル及びその他関係者は、単純合算で合計247,800株（所有割合21.63%）の当社株式を保有するに至っ

ており、その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものと判断しております。

これらの点につき、株主の皆様および当社取締役会が、今後も進行する可能性のある本買集めについて十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足しているものと考えます。

そこで、当社取締役会としては、アダージキャピタル及びその他関係者によるものを含め、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、2022年4月8日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、アダージキャピタル及びその他関係者による本買集めや、このような状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針として、本対応方針を導入することといたしました。本対応方針は、既に開始されている本買集めを踏まえ、本買集めを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。

なお、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の独立社外取締役3名からなる独立委員会を設置いたしました。独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、本日付け「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」をご参照下さい。

なお、現時点において、本買集めを除き、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式の大規模買付けを行う旨の通告または提案等を受けている事実はありません。

## I 会社の支配に関する基本方針

### (当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様にご提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本対応方針において、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主共同の利益にどのような影響を及ぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉又は協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本対応方針に定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会としましては、

当該大規模買付行為等を阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a) 対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者（下記Ⅲ 3 で定義されます。）が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b) 大規模買付者が下記Ⅲ 4 に記載した手続を遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に向けた取組み

#### (1) 当社の経営理念と経営方針

##### ① 当社の経営理念

環境・社会の変化を迅速かつ的確に捉え、その変化に伴うニーズに即応する技術開発を通じて、環境・社会に貢献するということをミッションとします。その基本に、コンプライアンスの徹底と、品質向上・品質管理に尽力します。

##### ② 当社の経営方針

経営方針としては、E（環境）・S（社会）に貢献することを使命とし、ESGを中核に据え、持続的な成長を実現するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の充実・強化を図ります。特に「ヒト（従業員）」に重点を置き、人材確保と人材育成に努めると共に、働き甲斐のある職場づくりに真摯に取り組めます。

#### (2) 経営方針を具現化するための中長期的な会社の経営戦略

経営戦略としては、環境・社会の変化に即応し、持続的な成長を実現する為、「新分野開拓」「新製品創出」「新顧客増強」「新グローバル戦略推進」の4S運動に取り組めます。

##### ① 「新分野開拓」

新分野を開拓し、高付加価値製品を提供することで、圧倒的なシェアを確保する分野をつくり出し、利益率向上を図ります。また、河川・海洋関連の水回り分野とエレベーターなどの高所分野に注力します。

##### ② 「新製品創出」

顧客ニーズを捉えた画期的な製品や世の中の動き（E：環境、S：社会）をふまえた製品の開発を推進しつつ、利益に直結する製品開発に取り組めます。

③ 「新顧客増強」

商品説明会への注力やホームページの充実等による情報発信を強化し、顧客の拡充とネットワーク拡大を図ります。

④ 「新グローバル戦略推進」

今後、成長が見込まれる海外マーケットを電線事業、ポリマテック事業、電熱線事業で開拓します。またMPC（海外子会社）は海外営業拠点のみならず、BCP（事業継続計画）の拠点とします。

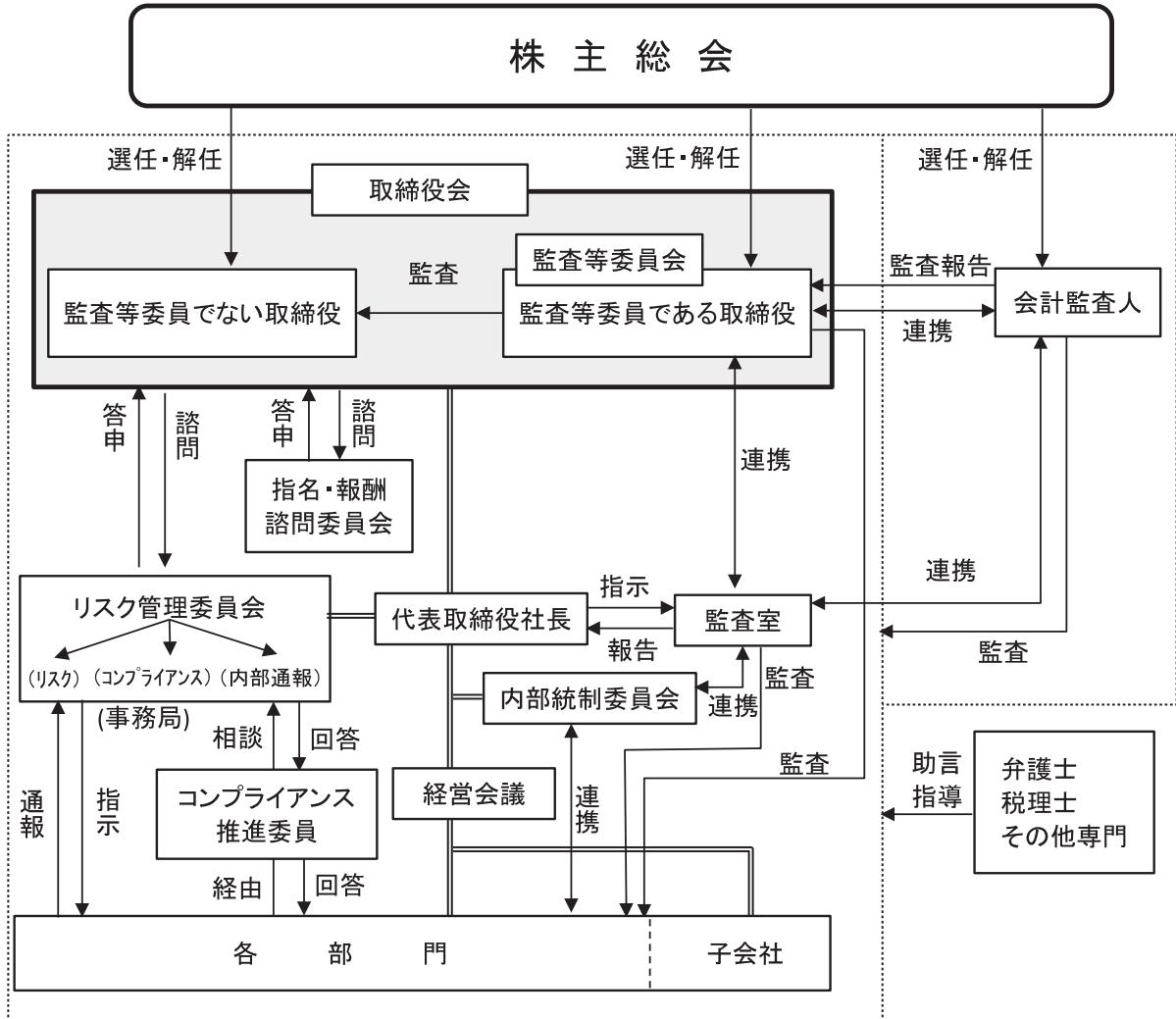
## 2 コーポレート・ガバナンスに関する取組み

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を目指し、ステークホルダーである株主・取引先・社会から信頼され、成長し続ける企業集団となるために、「意思決定プロセスの透明性」の向上、ディスクロージャーおよびアカウンタビリティ（説明責任）の強化、コンプライアンスを始めとする危機管理の徹底、ステークホルダーの利益を守るためのガバナンス体制の構築を経営上の最重要課題として位置づけております。

## (2) 企業統治の体制の概要

会社の機関・内部統制の関係図



### (3) 当該体制を採用する理由

#### ① 当該体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員は全員社外取締役で構成されております。また、取締役会、監査等委員会の主たる機関があり、その補助機関や諮問機関として経営会議や指名・報酬諮問委員会などを設置しております。

取締役会は6名（うち3名は監査等委員である社外取締役）の取締役で構成され、毎月1回定時に開催しているほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、法令や定款に記載されている事項のほか、会社経営に関する基本方針および業務運営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務の執行を監督しております。

監査等委員会は社外取締役3名で構成され、監査等委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令および監査等委員会規則に定められた事項を決定または協議するとともに、取締役の職務の執行の監査等を行っております。

経営会議は、取締役・部門長および部店長等で構成され、原則四半期に1回の定例で開催し、各部門の業績結果、通期見込の報告、事業部別報告、社長からの指示等を行っております。

指名・報酬諮問委員会は、過半数を社外取締役で構成し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置し、毎年原則1回以上開催しているほか、必要に応じて適宜開催し、取締役の選・解任や代表取締役の選定・解職ならびに取締役の個人別の報酬の内容について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

#### ② 当該体制を採用する理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当該体制を採用しております。

### (4) その他

その他の当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みについては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

### Ⅲ 本対応方針（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

#### 1 本対応方針の目的及び概要

本対応方針は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本対応方針を設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行なうための期間を確保することといたします。

#### 2 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家等。以下、同じとします。）のいずれかに該当する者の中から選任します。本対応方針導入時における独立委員会委員については、本日付け「独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任について」をご参照下さい。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるとします。



者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。)、(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)並びに(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

<sup>2</sup>議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者及びその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<sup>3</sup>株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

<sup>4</sup>「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

<sup>5</sup>本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

<sup>6</sup>前述のとおり、当社株式につき、アダージキャピタルが提出した2022年3月15日付大量保有報告書の変更報告書No.2によると、アダージキャピタルは、2022年2月22日段階で、80,300株(株券等

保有割合6.34%、所有割合7.01%)を保有するに至り、また、当社株主名簿によれば、本基準日時点においても当社株式80,300株を継続して保有しております。さらに、当社株主名簿によれば、アダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると当社が判断するその他関係者は、本基準日時点において、単純合算で合計167,500株(所有割合14.62%)の当社株式を保有するに至っております。本買集めの結果、アダージキャピタル及びその他関係者は、単純合算で合計247,800株(所有割合21.63%)の当社株式を保有しており、本対応方針導入時において、当社の株券等所有割合が少なくとも20%以上であり、議決権割合が20%以上となると判断いたしました。

---

#### 4 対抗措置の発動に至るまでの手続

##### (1) 大規模買付行為等意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等または大規模買付行為等の提案に先立ち、その60営業日前までに、本対応方針に定められた手続きに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書(以下「大規模買付行為等意向表明書」といいます。)を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為等の概要
- ⑥ 本対応方針に定められた手続きに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表いたします。

##### (2) 必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等意向表明書を受領した日の翌日から起算して原則として5営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。必要情報の一般的な項目は別紙2のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為等の内容によって異なりますが、

いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本対応方針の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限を設けた上で、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の判断を最大限尊重します。）ことがあります。当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

### (3) 取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付行為等意向表明書を提出した後、最長60営業日以内の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案を立案するための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、大規模買付者から提出された大規模買付行為等意向表明書に記載される必要情報につき、株主の皆様にご買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合、その旨並びに取締役会評価検討期間の始期および終期について、速やかに大規模買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様にご情報開示を行います。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為等は、取締役会評価検討期間の経過後（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には株主意思確認総会の終結後とし、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には株主意思確認総会の終結後速やかに開催される当社取締役会終結後）にのみ開始することができるものとします。

#### (4) 大規模買付行為等が実施された場合の対応

##### ① 大規模買付者が本対応方針に定めた手続きを遵守した場合

大規模買付者が本対応方針に定めた手続きを遵守した場合において、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の意見を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、対抗措置を発動すべきであると考えるときは、取締役会評価検討期間内に株主意思確認総会を開催することを決定し、議決権の基準日の設定および株主総会の招集その他法令に基づき必要な手続きを行い、速やかに株主意思確認総会を開催します。

なお、時間的制約に鑑み、当社取締役会は、当社取締役会としての大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等の実施と並行して、これらの完了を待つことなく、議決権の基準日の設定および株主総会の招集その他法令に基づき必要な手続きを行うことがあります。もっとも、当社取締役会としての大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等、及び大規模買付者の行動その他の事情によって、当社取締役会が、大規模買付行為等に賛成し、または対抗措置を発動すべきでないと考えに至ったときは、株主意思確認総会の開催を中止する場合があります。株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない限り、その終結後、速やかに、当社取締役会において対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

② 大規模買付行為者が本対応方針に定めた手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本対応方針に定めた手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の発動については、株主意思確認総会の場で株主承認を求めることを基本として考えておりますが、株主意思確認総会を実施するか否かの最終判断については、当社取締役会が、独立委員会の勧告を踏まえ決定することとします。

経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」においても、「株主が買収の是非を適切に判断するための時間や情報を確保する場合や、被買収者の取締役会が、株主のために、買収者との交渉を通じてより良い買収条件を引き出すための交渉機会を確保する場合においては、当該取締役会が買収防衛策を導入し、さらに、合理的と認められる範囲の手続に反して一時停止しない買収者に対し、これを発動することが認められうる。」とされているところです。

なお、本対応方針を遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本対応方針を遵守しないと認定することはしないものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者が本対応方針を遵守したか否かの判断、及び大規模買付者が本対応方針に定めた手続きを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重するものとします。

## 5 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4の手続に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

この場合、当社取締役会は具体的対抗措置として、差別的行使条件等の付された新株予約権の無償割当てを行います。その概要は原則として別紙3に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本対応方針導入時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（別紙3「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者を除きます。次号(3)においても同じです。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」5. に定める非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

なお、当社は、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された後（新株予約権の無償割当ての効力発生後を含みます。）においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、当社取締役会の判断において、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

## 7 本対応方針の合理性を高める仕組み

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記 I の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### (1) 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1「本対応方針の目的及び概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

### (3) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

#### **(4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）**

上記4(4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本対応方針の必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

#### **(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと**

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

### **8 本対応方針の廃止の手續及び有効期間**

本対応方針は、有効期限は2022年6月30日までに開催予定の当社第77期定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。但し、当該時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本公開買付けを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておられません。

本対応方針は、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、取締役会決議により、本対応方針の変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本対応方針について継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、当社

が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にご不便を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本対応方針を修正または変更する場合があります。

以 上

### 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に定められた手続きを遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、委員の全会一致をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その全員の一致をもってこれを行う。

以 上

### 大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法および内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

以 上

### 新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
2. 本新株予約権の目的となる株式の数  
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
4. 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。
5. 本新株予約権の行使の条件
  - (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。  
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
    - (i) 大規模買付者
    - (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
    - (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
    - (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
      - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
      - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に

支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記5(c)の条件の充足の確認は、上記5(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記5(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記5(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記6(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。
- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとしします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。
  - (i) 行使条件  
非適格者は、次に定める場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使することができません。

- (x) 大規模買付者が株主意思確認総会決議後に大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合であって、かつ、
- (y) 当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する数の株式を目的とする第2新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内でのみ行使することができます。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限ります。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7. 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

8. 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

## 9. 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

## 10. 新株予約権証券の発行

(1) 本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されないこと、又は、②大規模買付者が上記4に記載する手続を遵守せずに大規模買付行為等を実施しようとする場合の何れかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

以 上

(別紙4)

当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て  
及び株主意思確認を定時株主総会において行うことに関するお知らせ

(※) (別紙1) 「新株予約権発行要項」及び(別紙2) 「第1回B新株予約権の内容」については省略しております。

当社は、本日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、2022年4月8日の当社取締役会において導入を決議したアダージキャピタル有限責任事業組合(以下「アダージキャピタル」といいます。)並びにアダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると当社が判断する本多敏行氏、合同会社サクセスインベストメント、株式会社和円商事、及びCMC JAPAN株式会社(以下、総称して「その他関係者」といい、アダージキャピタルと合わせて「アダージキャピタルら」といいます。)による当社株式を対象とする買集め行為(以下「本買集め」といいます。)を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針(以下「本対応方針」といいます。なお、本対応方針の詳細については、2022年4月8日付プレスリリース「アダージキャピタル有限責任事業組合及びその他関係者による当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」(以下「本対応方針リリース」といいます。)をご覧ください。)に基づき、取締役全員の一致により、別紙1「新株予約権の発行要項」に記載の第1回A新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を株主の皆様は無償で割り当てること(以下「本対抗措置」といいます。)につき、以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社取締役会は、本買集めがなされることを受け入れるか否かの判断につき株主の皆様の意思を確認するために、2022年6月24日開催予定の当社定時株主総会(以下「本株主意思確認総会」といいます。)において、本対抗措置の発動について議案として上程することを決議いたしました。本株主意思確認総会に係る基準日は2022年3月31日となります。

なお、下記「I 本新株予約権の無償割当て」の「3 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性」に記載のとおり、2022年6月24日開催予定の本株主意思確認総会において、本対抗措置の発動に関する承認議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止いたします。

また、別途当社取締役会において決定する予定である本新株予約権の効力発生日までに、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止することを予定しております。

## I 本新株予約権の無償割当て

### 1 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

#### (1) 本対応方針導入の目的等

当社は、アダージキャピタルらが、2022年3月31日時点において、議決権割合として21.63%に相当する当社株式を保有するに至ったと判断したため、当社株式に対する大規模な買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであるという考えの下、2022年4月8日に、本対応方針を導入いたしました。

本対応方針においては、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が行われること、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が適切に評価・検討しその結果を株主の皆様を提供すること、及び、これらを踏まえて株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するための期間を確保することが、大規模買付行為等についての株主の皆様の適切なご判断の必要不可欠な前提であることから、大規模買付者に対して、大規模買付行為等に先立ち、意向表明書（以下「大規模買付行為等意向表明書」といいます。）の提出、必要情報の提供等の手続を遵守することを求めています。

本対応方針上、大規模買付者にあたるアダージキャピタルらは、本対応方針導入後は、かかる所定の手続を遵守することが明示的に求められています。本対応方針においては、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受けた上で、当社株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することができることとしておりますが、独立委員会の勧告に基づいて、本株主意思確認総会の場で株主承認を求めることも可能としております。

本対抗措置に係る本株主意思確認総会の詳細は下記「(5) 本株主意思確認総会の開催」をご参照ください。

#### (2) 本買集め及び当社質問状等に対するアダージキャピタルらの一連の対応

2022年4月8日付本対応方針リリースにおいてお知らせいたしましたとおり、アダージキャピタルらは、本買集めに際し、大量保有報告書及び変更報告書等の法定提出期限を大幅に徒過するといった金融商品取引法に抵触する可能性のある行為を行い、また、アダージキャピタルの提出した当該書類には共同保有者の記載がなく、保有目的の記載についても不可解な変更及び訂正が繰り返されており、当社としては、当該書類が、法令の定めに従い、必要な記載事項を記載した上で、適切かつ適法に作成されているのかという点について、強い疑い・懸念を

持っております。

さらに、2022年3月25日付「アダージキャピタル有限責任事業組合及び株式会社シンシア工務店への質問事項の送付に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社取締役会は、当社及び当社グループ会社のステークホルダーへのご説明並びに株主の皆様のご判断に必要な情報の提供を求める趣旨で、アダージキャピタルに対し、質問状を送付し、さらに、当社は、本対応方針を導入した2022年4月8日付けでアダージキャピタルらに対し、本対応方針に基づく大規模買付行為等意向表明書の提出を要請する旨の書簡を送付いたしました。

これに対し、当社は、アダージキャピタルより、2022年4月26日付「貴社の当組合に対する2022年4月8日付け「ご連絡」に対する回答」（以下「本回答書①」といいます。）及び同日付「貴社の当組合に対する2022年3月25日付け「ご連絡」の別紙「アダージキャピタル有限責任事業組合及び株式会社シンシア工務店に対する質問事項」に対する回答」（以下「本回答書②」といいます。）を受領いたしました。本回答書①において、アダージキャピタルらは、本対応方針に定める「大規模買付者」に該当しない、「大規模買付行為等」を行っていないなどと主張した上で、大規模買付行為等意向表明書の提出を拒絶しております。なお、当社は、当社が認識している事実関係を踏まえ、「大規模買付者」の判断を行っておりますが、アダージキャピタルらの回答においては、「大規模買付者」に該当しない理由についての合理的な説明がなされておらず、さらに、後述する2022年5月12日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の議決権行使の状況に鑑みれば、アダージキャピタルらが「大規模買付者」に該当することはより明白になったと考えております。

また、本回答書②においては、当社の質問に対して、アダージキャピタルは、当社からの質問の大半について実質的に何ら具体的な回答を行っていないか、アダージキャピタルの過去の組合員についての事情は把握していない等として回答を逃れようとしている、大量保有報告書の提出遅延等の指摘に対して「失念していた」等と開き直る態度が見受けられる等、極めて限定的かつ不誠実・不合理的な回答に終始していると考えております（詳細につきましては、2022年5月9日付「当社よりアダージキャピタルらに3月25日付で送付した質問状および4月8日付で送付した文書に対する回答受領に関するお知らせ」及びインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kk-mitsuboshi.co.jp>）に掲載させていただいた本回答書②の全文と本回答書②におけるアダージキャピタルの回答内容に対する当社の認識を取りまとめた一覧リストをご参照ください。）。

当社といたしましては、アダージキャピタルの回答内容を踏まえれば、アダージキャピタルが真摯に合理的な経営を目指さない株主であることが明白になったと考えており、アダージキ

ャピタルが当社の経営を掌握することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される懸念が一層強まったと考えております。

(3) 2022年5月12日開催の本臨時株主総会に関する事項

ア 本臨時株主総会における議決権行使

アダージキャピタルは、本臨時株主総会において、株主提案（第1号議案「競 良一氏、松山 元氏及び前田康智氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件」、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」、第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」。以下「本株主提案」といいます。）を行い、当社の事業運営に必要な知見・経験・能力やこれまで培ってきた人的関係を有する現経営陣を不当に解任し、その一方で、その経歴等に照らして、当社と同種・同規模の上場企業における業務執行経験を有さず、また、当社事業に関する知見や経験を有しておらず、経営能力の観点から当社の企業価値を高める資質を有しているとは思えない者を取締役候補者として提案してはいたしましたが（詳細につきましては、2022年4月8日付「臨時株主総会開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご覧ください。）、本株主提案はいずれも**否決**されており、当社といたしましては、株主の皆様にも適切なご判断をいただいたものと考えております。

その一方で、アダージキャピタルの「その他関係者」である本多敏行氏、合同会社サクセスインベストメント、株式会社和円商事、及びCMC JAPAN株式会社は、本株主提案に対して、いずれも賛成票を投じていることを確認いたしました。当社といたしましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損すると考えられる本株主提案に賛成票を投じること自体、「その他関係者」がアダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いが否定できず、アダージキャピタルの「共同保有者」（金融商品取引法第27条の23第5項）、「特別関係者」（金融商品取引法第27条の2第7項）又は「関係者」（本対応方針リリースⅢ3注1の「(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者」）に該当するといった当社判断を強く補強・裏付けるものであると考えております。

イ 本臨時株主総会の委任状勧誘の過程におけるアダージキャピタルの本対応方針の不遵守及び法令違反の可能性

また、今般、アダージキャピタルが本臨時株主総会に際して当社の株主に対して行っている委任状勧誘につき、アダージキャピタルが、その代理人弁護士を通じて、当社の株主に対して、当社株式を1株4,000円ないし5,000円で買い取る旨の提案をしていること（以下

〔本買取提案〕といひます。)が判明いたしました。

本対応方針上、大規模買付者にあたるアダージキャピタルらは、本対応方針導入後に新たに当社株式を取得する場合、本対応方針所定の手続を遵守することが求められておりますが、アダージキャピタルらは、本買取提案に際し、当社への連絡を行ってならず、当然、本対応方針に基づく大規模買付行為等意向表明書の提出も行われておりません。

したがって、本買取提案は、本対応方針上の手続を遵守することなく行われたものであり、さらに、アダージキャピタルらが、そもそも本対応方針所定の手続を遵守する意向が全くないことを裏付ける極めて悪質性の高い行為であると考えております。

さらに、当社の認識している事実関係によれば、アダージキャピタル及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合は3分の1を超えており、強制公開買付規制の適用対象となるため、本買取提案は、法令（公開買付規制）違反に該当し得る行為であると考えております。

#### (4) 当社取締役会の判断

以上に記載のアダージキャピタルらの本買集め行為及びこれに関連する一連の対応（当社質問状に対する極めて不十分かつ著しく不合理・不誠実な回答、当社の大規模買付行為等意向表明書提出要請に対する提出拒絶、当社株主に対して本買取提案を行っていること及びその他アダージキャピタルらが法令に抵触し得る行為を行っている可能性が高いこと等）を踏まえると、当社取締役会といたしましては、今後も、アダージキャピタルらが法令を遵守しない対応により、急速かつ継続的な買集めを実施する蓋然性が高く、その場合、一般株主の皆様が、同組合らによる大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、適切にご判断を下すための情報と時間を確保することができない状況にあるものと認識しております。

そこで、当社取締役会は、これらに必要な情報と時間を確保するためには、本新株予約権の無償割当てが必要であると考え、独立委員会に諮問しました。本日、独立委員会は、独立委員3名全員の一致により、取締役会に対し、①本対応方針リリースに記載の事実関係及び本臨時株主総会における「その他関係者」の議決権行使の内容（本株主提案に賛成票を投じた事実）等を踏まえ、「その他関係者」はアダージキャピタルの「関係者」（本対応方針リリースⅢ3注1の「(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者」）に該当する可能性が高いと合理的に判断できること、②アダージキャピタルらは、本対応方針に定める大規模買付者又は特定株主グループの該当性判断及び大規模買付行為等の該当性判断の前提となる議決権割合の判定等に必要となる法定書類（大量保有報告書及び変更報告書を含む。）の提出遅延や虚偽記載等の重大な金融

商品取引法違反行為等を行っている可能性が高いこと、当社の質問状に対して不十分かつ不合理・不誠実な回答を行い、大規模買付行為等意向表明書の提出要請にも従わないこと、及び本対応方針を遵守せず当社株主に対して本買取提案を行っていることが合理的に認められること等も踏まえ、本対応方針に定める手続を遵守していないと認められること、③取締役会において、アダージキャピタルらに対する本対抗措置の発動を決議した上で、本株主意思確認総会を開催し、本株主意思確認総会において本対抗措置の発動の是非について株主意思を事後的に確認する（普通決議。仮に本株主意思確認総会において本件対抗措置の発動が承認されない場合には、本対抗措置の発動を中止する）ことは適当であること、④当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からも本対抗措置を発動することが相当であると考えられることを内容とする勧告を行いました（以下「本勧告」といいます。なお、本勧告の詳細は下記「Ⅲ 独立委員会による勧告について」をご参照ください。）。

かかる独立委員会の本勧告を受け、当社取締役会は、取締役全員の一致により、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを決議いたしました。

#### (5) 本株主意思確認総会の開催

上記のとおり、当社取締役会といたしましては、アダージキャピタルらの本買集め行為及びこれに関連する一連の対応（当社質問状に対する極めて不十分かつ著しく不合理・不誠実な回答、当社の大規模買付行為等意向表明書提出要請に対する提出拒絶、当社株主に対して本買取提案を行っていること及びその他アダージキャピタルらが法令に抵触し得る行為を行っている可能性が高いこと等）を踏まえ、本買集めが当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保することが必要であり、そのために、本対応方針における原則的な取扱いのとおり、本対抗措置を取締役会限りで発動することが相当であると判断しております。他方、当社は、本対抗措置を取締役会限りで発動する場合であっても、大規模買付行為等に応じるか否かについて、株主の総体的意思を確認することが望ましい場合もあると考えており、本対抗措置の発動についても、株主の皆様がアダージキャピタルらによる大規模買付行為等を受け入れるか否かに関し判断するための十分な情報と時間を確保した上で、本株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考えております。そこで、当社取締役会としては、独立委員会の本勧告を踏まえて、下記「Ⅱ 本株主意思確認総会の開催について」に記載のとおり、2022年6月24日（予定）に本株主意思確認総会を開催し、本対抗措置の発動に関する承認議案を付議することを決定いたしました。

当社取締役会といたしましては、本株主意思確認総会において、本対抗措置の発動に係る議

案が承認可決された場合には、対抗措置発動に向けた手続を進めていくことといたしますが、万が一、承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止することといたします。

## 2 本新株予約権の無償割当ての内容

本新株予約権の無償割当ての内容は、別紙1「新株予約権発行要項」に記載のとおりです。

## 3 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性

上記のとおり、2022年6月24日開催予定の本株主意思確認総会において、本対抗措置の発動に係る議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権の無償割当てを中止します。

また、別途当社取締役会において決定する予定である本新株予約権の効力発生日までに、本新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときには、当社独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当ての実行を留保又は中止することを予定しております。

当社が本新株予約権の無償割当ての中止を決定した場合には、当社は、適時にその旨を開示いたしますので、引き続き、当社が開示する情報にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降においても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止、すなわち本新株予約権発行要項第12項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議し、同決議に従い、全ての新株予約権を無償取得します。

#### 4 今後の手続・日程（予定）

2022年5月18日（本日）	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2022年6月24日（予定）	本株主意思確認総会の開催
2022年7月28日	本新株予約権の無償割当てに係る基準日
2022年7月29日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2022年10月上旬頃	本新株予約権の取得 (対価として普通株式の交付（但し、非適格者（※）には第1回B新株予約権を交付。）)
2022年10月18日	第1回B新株予約権の行使期間の初日
2036年12月31日	第1回B新株予約権の行使期間の末日

※本新株予約権発行要項第10項(a)に定める非適格者を意味します。以下同じとします。

上記予定に関して、実施時期については、関係機関等との事務手続上の協議・調整の結果、変更が生じる可能性があります。

仮に本新株予約権の無償割当てが実施され効力が発生した場合においても、下記「6 新株予約権の取得の方針」に記載のとおり、当社は、2022年10月上旬頃に、本新株予約権の取得を予定していることから、本新株予約権の行使期間（2022年10月18日から2022年11月30日までの期間）において、実際には、当社取締役会の承認を得て非適格者から本新株予約権を譲り受けた者によるものを除き、株主の皆様により本新株予約権が行使されることは想定されません。

#### 5 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響について

##### (1) 本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本日、当社取締役会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の一部の決定がなされましたが、現時点においては、株主の皆様に対して本新株予約権の無償割当て自体は実施されておりません。したがって、現時点においては、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当てにより、本新株予約権の無償割当てに係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて自動的に割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈

化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を満たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。

但し、非適格者につきましては、本新株予約権を行使することができず、また、当社は、非適格者からは本新株予約権の取得の対価として当社株式を交付することを予定しておりませんので、本新株予約権の無償割当てにより、結果的に、非適格者の法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。もっとも、非適格者であっても、当社取締役会の承認を得て、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、譲渡に伴う対価を取得することで、その経済的利益への影響を回避することが可能となっております。

なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降に大規模買付行為等が撤回された場合において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合に、当社取締役会が、本対抗措置発動の停止、すなわち本新株予約権発行要項第12項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権の無償取得を決議し、同決議に従い、全ての新株予約権を無償取得した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当てに係る基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、下記「6 本新株予約権の取得等の方針」に記載のとおり、当社は、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、本対抗措置の発動が停止されない限り、2022年10月上旬頃に、本新株予約権の取得を予定しております。この場合、本新株予約権の新株予約権者となる株主の皆様は、本新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。

但し、非適格者の有する本新株予約権については、かかる取得の対象となりません。なお、非適格者が、当社取締役会の承認を得て、本新株予約権を第三者に譲渡した場合には、当該本新株予約権を譲り受けた第三者は、本新株予約権発行要項に定める条件（第8項、第10項(b)乃至(e)及び第14項等）を満たす場合には、本新株予約権を行使することができます。

## 6 本新株予約権の取得等の方針

当社は、本取締役会において、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、2022年10月上旬頃に、本新株予約権の取得を行うことを予定しております。本新株予約権の取得を決定した場合には、その詳細について速やかにお知らせいたします。

なお、上記「3 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性」に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本対抗措置発動の停止の決議を行い、本新株予約権発行要項第12項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得いたします。

## II 本株主意思確認総会の開催について

### 1 本株主意思確認総会の開催の判断に至った経緯及び理由

上記のとおり、当社取締役会といたしましては、アダージキャピタルらの本買集め行為及びこれに関連する一連の対応（当社質問状に対する極めて不十分かつ著しく不合理な回答、当社の大規模買付行為等意向表明書提出要請に対する提出拒絶、当社株主に対して本買取提案を行っていること及びその他アダージキャピタルらが法令に抵触し得る行為を行っている可能性が高いこと等）を踏まえ、一般株主の皆様が、アダージキャピタルらによる大規模買付行為等を受け入れるか否かに関し、十分な情報と時間を確保した上で、対抗措置の発動に係る株主の皆様の意思を確認するべく、下記記載のとおり、本株主意思確認総会を開催することといたしました。

### 2 株主意思確認総会における付議議案及びその決議要件等

#### (1) 本株主意思確認総会における付議議案

本株主意思確認総会における決議事項は本対抗措置の発動に関する承認議案とします。上記「1 本株主意思確認総会の開催の判断に至った経緯及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本買集めに対して本対抗措置を発動すべきと判断いたしましたので、かかる対抗措置の発動について、株主の皆様にご賛否をお諮りすることとしました。

(2) 本株主意思確認総会における決議事項の決議要件

本株主意思確認総会については、普通決議とし、出席株主の議決権の過半数の賛同によりご承認をいただきたく存じます。

Ⅲ 独立委員会による勧告について

2022年4月8日付「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」に記載のとおり、当社は、当社取締役会決議に基づき、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社社外取締役3名によって構成される独立委員会を設置しておりますが、独立委員会は、当社取締役会からの諮問に対して、本日、①本対応方針リリースに記載の事実関係及び本臨時株主総会における「その他関係者」の議決権行使の内容（本株主提案に賛成票を投じた事実）等を踏まえ、「その他関係者」はアダージキャピタルの「関係者」（本対応方針リリースⅢ3注1の「(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者」）に該当する可能性が高いと合理的に判断できること、②アダージキャピタルらは、本対応方針に定める大規模買付者又は特定株主グループの該当性判断及び大規模買付行為等の該当性判断の前提となる議決権割合の判定等に必要となる法定書類（大量保有報告書及び変更報告書を含む。）の提出遅延や虚偽記載等の重大な金融商品取引法違反行為等を行っている可能性が高いこと、当社の質問状に対して不十分かつ不合理・不誠実な回答を行い、大規模買付行為等意向表明書の提出要請にも従わないこと、及び本対応方針を遵守せずに当社株主に対して本買取提案を行っていることが合理的に認められること等も踏まえ、本対応方針に定める手続を遵守していないと認められること、③取締役会において、アダージキャピタルらに対する本対抗措置の発動を決議した上で、本株主意思確認総会を開催し、本株主意思確認総会において本対抗措置の発動の是非について株主意思を事後的に確認する（普通決議。仮に本株主意思確認総会において本件対抗措置の発動が承認されない場合には、本対抗措置の発動を中止する）ことは適当であること、④当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からも本対抗措置を発動することが相当であると考えられることを内容とする本勧告を当社取締役会に対して行いました。

以 上

